

## 下水道排水設備指定工事店の指定事項の変更等に関する提出書類等について

### ◎指定事項に変更があったとき

以下の場合には「下水道排水設備指定工事店異動届」を提出してください。

#### ○商号の変更

添付：商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、専属者の責任技術者証

#### ○代表者の変更

添付：商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、経歴書、  
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを  
証する書類

#### ○責任技術者の変更

添付：専属者の責任技術者証

#### ○住居表示の変更

添付：住民票 又は 住居表示変更通知書（商業登記簿謄本でも可）、指定工事店証

#### ○電話番号の変更

添付：なし

#### ○営業所移転

添付：営業所の平面図、付近見取図、写真、商業登記簿謄本（法人のみ）、  
指定工事店証、固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は  
賃貸借契約書の原本及び写し

#### ○営業所（仮）移転

添付：営業所の平面図、付近見取図、写真、固定資産物件証明書（建物登記簿  
謄本でも可）又は 賃貸借契約書の原本及び写し

### ◎下水道排水設備工事事業を廃止、休止するとき

○「下水道排水設備指定工事店指定辞退届」を提出してください。

○指定工事店証、専属責任技術者の責任技術者証を返納してください。

### ◎指定工事店証を再発行するとき

○「下水道排水設備指定工事店証再発行交付申請書」を提出してください。

○指定工事店証（き損の場合）を返納してください。

## ◎その他

- 法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。この場合は「廃止」→「新規」の手続きをとってください。